



グループ法人税制とは

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満 広

- 掲載(予定)テーマ
- ①法人の種類と法人税の取扱い
 - ②「事業年度」の区切りとは
 - ③「納税地」について理解する
 - ④「税率」にもいろいろある
 - ⑤申告と納税をどう行なうか
 - ⑥グループ法人税制とは

グループ法人税制とは、完全支配関係がある法人間で行なった一定の取引について強制的に適用される制度です。完全支配関係とは、一の者(法人または個人とその親族等)が法人の発行済株式等の全部を保有する関係等をいいます(図表1)。

グループ法人税制に適用される規定とは

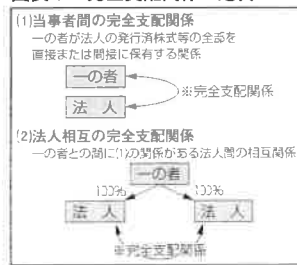
(1) 譲渡損益の繰延べ
完全支配関係がある法人間で資産を譲渡した際に、譲渡損益を繰り延べる制度です。含み益が生じている不動産をグループ会社に譲渡しても売却益に課税されない等のメリットがある一方で、含み損が生じている不動産をグループ会社に譲渡しても売却損を計上できない等のデメリットもあります。

対象となる法人は、譲渡法人・譲受法人いずれも内国法人である普通法人または協同組合等です(図表2)。内国法人から、個人や外国法人に譲渡した場合は適用されません。対象となる資産は、固定資産、土地、有価証券(売買目的有価証券を除きます)、金銭債権、繰延資産です(譲渡直前の帳簿価額が1,000万円に満たない

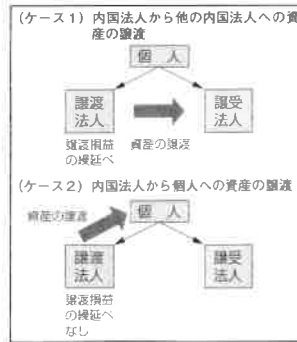
い資産等を除きます)。
適用対象となった譲渡法人は、売却益が生じた場合は相当額を損金の額に、売却損が生じた場合は相当額を益金の額に、申告調整で算入します。結果的に、譲渡法人は資産の売却による損益が認識されないこととなります。譲受法人に申告調整の必要はありません。その後、譲受法人がグループ外部

に資産を売却等した際に、譲渡法人は繰り延べていた売却損益を、申告調整により計上します。
なお、譲渡法人は「対象資産をグループ会社に売却した際」にその旨を譲受法人に、譲受法人は「対象資産をグループ外部に売却した際等」にその旨を譲渡法人に、それぞれ通知する義務があります。
(2) 寄附金の損金不算入・受贈益の益金不算入
完全支配関係がある法人間で寄附を行なった際に、寄附を行なった法人では全額が損金不算入に、寄附を受けた法人では全額が益金不算入となる制度です。2社の親法人は、保有する「寄附を行なった法人の株式」の簿価を減算し、「寄附を受けた法人の株式」の簿価を加算する調整を

図表1 完全支配関係の定義



図表2 譲渡損益の繰延べ



完全支配関係がある法人間で寄附を行なった際に、寄附を行なった法人では全額が損金不算入に、寄附を受けた法人では全額が益金不算入となる制度です。2社の親法人は、保有する「寄附を行なった法人の株式」の簿価を減算し、「寄附を受けた法人の株式」の簿価を加算する調整を

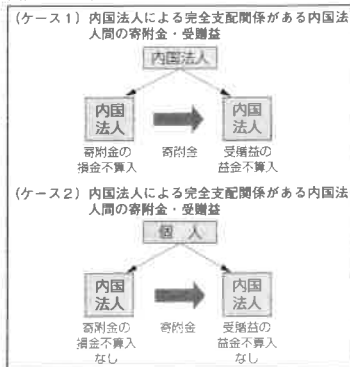
行ないます。対象となる法人は、法人による完全支配関係がある内国法人に限ります(図表3)。
2社を完全支配している者が個人の場合は適用されませんが、外国法人の場合は適用されます。
なお、完全支配関係がある内国法人間の寄附であっても、合理的な再建計画に基づく経済的利益の供与は寄附金に該当しないため、この制度は適用されません。
(3) 受取配当等の益金不算入
完全支配関係がある法人から受け取った配当等を、負債利子を控除せず全額益金不算入とする制度です。
対象となる法人(配当を受ける法人)は、内国法人と日本に恒久

的施設(PE)を有する外国法人です(図表4)。対象となる配当は、配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係がある内国法人(公益法人等および人格のない社団等を除きます)から受ける配当です。
(4) 適格現物分配による資産の簿価調整
完全支配関係がある一定の内国法人間による現物分配(「適格現物分配」といいます)を行なった際に、簿価で資産を移転したものとする制度です。
現物分配とは、法人が株主に対して金銭以外の資産の交付(配当等)を行なうことをいいます。対象となる法人(資産を交付する法人)は、内国法人

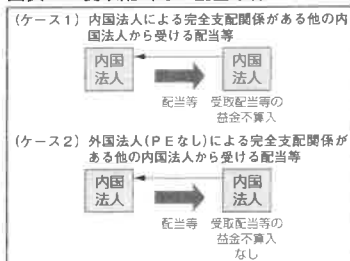
(公益法人等および人格のない社団等を除く)です(図表5)。対象となる取引相手(資産の交付を受ける法人)は、内国法人(普通法人または協同組合等)に限ります。
(5) 発行法人への株式の譲渡
完全支配関係がある内国法人間で、みなし配当事由(親会社が保有する子会社株式を子会社に譲渡する等)によって金銭の交付をした場合等は株式の譲渡損益を計上しない、という制度です。
この場合、譲渡損益相当額は資本等の額に加減算します。対象となる法人(株式を譲渡する法人)は内国法人、対象となる取引相手(株式を発行する法人)は他の内国法人です(図表6)。

(6) 中小企業向け特例の不適用
期末資本金の額等が1億円以下であっても、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)による完全支配関係がある普通法人等については、次の特例が認められません。
・年800万円以下の所得に対する軽減税率
・特定同族会社の特別税率(留保金課税が適用される)
・繰越欠損金の控除限度額の不適用(控除前所得の一定割合が控除限度額となる)
・貸倒引当金の繰入れ
・交際費等の定額控除
・欠損金の繰戻し還付(一定の場合を除く)

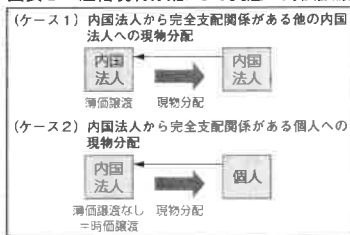
図表3 寄附金の損金不算入・受贈益の益金不算入



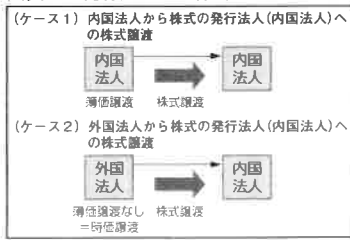
図表4 受取配当等の益金不算入



図表5 適格現物分配による資産の簿価調整



図表6 発行法人への株式の譲渡



ひらいてみつひろ 平井会計事務所代表。(会計を通じて人を幸せにする)をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。